

# 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例

平成十七年十二月二十六日  
条例第二百一十一号

改正 平成二五年 三月二九日条例第四号 平成二六年 三月二七日条例第二号

埼玉県立歴史と民俗の博物館条例をここに公布する。

## 埼玉県立歴史と民俗の博物館条例

(設置)

第一条 歴史及び民俗に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び調査研究を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館として、埼玉県立歴史と民俗の博物館（以下「歴史と民俗の博物館」という。）をさいたま市大宮区高鼻町四丁目二百十九番地に設置する。

(観覧料)

第二条 歴史と民俗の博物館が展示する資料を観覧しようとする者は、別表第一に定めるところにより、観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の資料を展示した場合においては、別に観覧料の額を定めることができる。

(特別利用料)

第三条 歴史と民俗の博物館が所蔵している資料について、熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用の許可を受けた者は、別表第二に定めるところにより、特別利用料を納付しなければならない。

(使用料)

第四条 別表第三の上欄に掲げる施設等について、利用の許可を受けた者は、同表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第五条 知事は、特別の必要があると認めるときは、観覧料、特別利用料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第六条 既納の観覧料、特別利用料及び使用料は、還付しない。ただし、利用する者の責めに帰することができない理由により、歴史と民俗の博物館を利用することができないときは、その全部又は一部を還付する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(埼玉県立博物館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県立博物館条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十六号）

二 埼玉県立民俗文化センター条例（昭和五十五年埼玉県条例第四十八号）

(埼玉県立博物館協議会条例の一部改正)

3 埼玉県立博物館協議会条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例

第一条中「埼玉県立博物館に、埼玉県立博物館協議会」を「埼玉県立歴史と民俗の博物館に、埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会」に改める。

(経過措置)

- 4 この条例の施行前に附則第二項の規定による廃止前の埼玉県立博物館条例第三条の規定によりした免除は、第五条の規定によりした免除とみなす。

附 則 (平成二十五年三月二十九日条例第四号)

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。(後略)

附 則 (平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表第一 (第二条関係)

区分	観覧料の金額		
	個人	団体(二十人以上の場合に限る。)	
一般	三〇〇円	一人につき	二〇〇円
学生・生徒	一五〇円	一人につき	一〇〇円

備考

- 一 義務教育終了前の者については、無料とする。
- 二 年間観覧料(同一人が一年間歴史と民俗の博物館の展示する資料(特別の資料を除く。)を観覧しようとする場合の観覧料をいう。)の金額は、次のとおりとする。

区分	年間観覧料の金額
一般	一、五〇〇円
学生・生徒	七五〇円

一部改正〔平成二五年条例四号〕

別表第二 (第三条関係)

区分	単位	特別利用料の金額
熟覧	一点一日につき	一、二三〇円
模写・模造	一点一日につき	二、四六〇円
撮影	一点一カットにつき	四、一一〇円
原板使用	一点につき	三、〇八〇円

備考

- 一 びょうぶは、一隻を一点とする。
- 二 一そろいをなす卷子は、一巻を一点とする。

三 掛軸は、一幅を一点とする。

四 その他の資料は、各個を一点とする。

一部改正〔平成二六年条例二号〕

別表第三（第四条関係）

施設等の名称	利用区分	使用料の金額
講堂	一時間	六二〇円
講座室	一時間	一六〇円
附属設備		別に知事が定める。

備考 講堂又は講座室の利用について特別に電気を使用したときは、所定の使用料のほかに、その実費相当額を徴収する。

一部改正〔平成二六年条例二号〕